

伊佐市農業委員会第7回総会議事録

1. 開催日時 令和4年9月28日(水) 午前9時00分から9時47分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3階大会議室
3. 出席委員 (28人)

会 長 13番委員
委 員

農業委員

- | | |
|------|-------|
| 1番委員 | 8番委員 |
| 2番委員 | 9番委員 |
| 3番委員 | 10番委員 |
| 4番委員 | 11番委員 |
| 5番委員 | 12番委員 |
| 6番委員 | |
| 7番委員 | |

農地利用最適化推進委員

- | | |
|--------|---------|
| 1番推進委員 | 9番推進委員 |
| 2番推進委員 | 10番推進委員 |
| 3番推進委員 | 11番推進委員 |
| 4番推進委員 | 12番推進委員 |
| 5番推進委員 | 13番推進委員 |
| 6番推進委員 | 14番推進委員 |
| 7番推進委員 | 15番推進委員 |
| 8番推進委員 | |

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名 1番委員 2番委員

第2 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更 (用途区分変更・除外・編入) 申出」の意見決定について

議案第4号「非農地証明願」について

議案第5号「農地空き家・空き店舗バンク」による下限面積(地番解除)について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長

農地振興係長

農地振興係書記

農地振興係書記

【開始時間 午前9時00分】

事務局長 おはようございます。只今より、令和4年度 第7回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。

本日の出席人数は13名で、規定に達しておりますので総会は成立いたします。それでは、会長よろしく申し上げます。

議長 皆様おはようございます。

利用状況調査3ヶ月間非常にお疲れ様でした。今日までということでしたが、今日提出がなされていない方は早急に提出をお願いします。また、今から稲刈りが始まりますので、体に気をつけて活動をよろしくをお願いします。

本日の議事録署名委員を指名いたします。1番農業委員と2番農業委員をお願いいたします。皆様をお願いします。総会時間中は、私語、雑談を禁止いたします。ご意見質問は、報告終了後をお願いいたします。

只今より総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より諸般の報告について、報告1号「農地法第18条第6項の規定による通知」について事務局の報告を求めます。

事務局 報告1号農地法第18条第6項の規定による通知につきまして、資料1ページから3ページまで農業経営基盤強化促進法による解約が9件です。以上ご報告いたします。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

————— 議案第1号 —————

議長 なしということですので、只今から議案の審議に入ります。議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題とします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定

のうち、貸借について説明いたします。7ページの総括表をご覧ください。期間は3年から10年で、面積は合計71,836㎡で利用権を設定する者の数は14人、設定を受ける者の数は11人です。土地の詳細については資料4ページから6ページ、番号1番から14番のとおりです。以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 只今、事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
議案第1号について事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見については決定いたしました。

————— 議案第2号 —————

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について提案いたします。整理番号1番から5番まで一括で報告をお願いします。ご意見、ご質問は、全ての報告終了後お願いいたします。

整理番号1番、2番について、8番農業委員の報告を求めます。

8番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号1番につきまして、去る9月21日に現地調査を行いましたので、8番が報告いたします。

申請人 NTさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、年齢は58歳です。

渡し人 DHさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、年齢は67歳です。

申請地は、伊佐市菱刈前目字永山156番1ほか2筆、地目は全て田、地積は3筆合計で2,554㎡の所有権移転売買になります。

受人の経営面積は、12,785㎡で取得可能面積であります。農業従事者は1名で、通作距離は約1kmであり現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当し

ないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。

次に、整理番号2番につきまして、去る9月21日に現地調査を行いましたので、8番が報告いたします。

申請人 NTさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、年齢は58歳です。

渡し人 DKさんは、霧島市隼人町真孝に居住される市外住民で、年齢は67歳です。

申請地は、伊佐市菱刈前目字永山156番2、地目は田、地積は758㎡の所有権移転売買になります。

受人の経営面積は、12,785㎡で取得可能面積であります。農業従事者は1名で、通作距離は自宅から約1kmであり現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号3番について、3番農業委員の報告を求めます。

3番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号3番につきまして、去る9月22日に現地調査を行いましたので、3番が報告いたします。

申請人 TKさんは、伊佐市大口曾木に居住され、年齢は55歳です。

渡し人 NKさんは、伊佐市大口曾木に居住され、年齢は54歳です。

申請地は、伊佐市大口曾木字中鶴1512番2で、地目は田、地積は835㎡の所有権移転贈与になります。

受人の経営面積は、13,116㎡で取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は自宅から約0.5kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号4番について、7番農業委員の報告を求めます。

7 番 農 業 委 員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号4番につきまして、去る9月24日に現地調査を行いましたので、私7番が報告いたします。</p> <p>申請人 TKさんは、伊佐市菱刈市山に居住され、年齢は39歳です。</p> <p>渡し人 NMさんは、伊佐市大口青木に居住され、年齢は61歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈市山字新町2397番で、地目は畑、地積は1,064㎡の所有権移転売買になります。</p> <p>受人の経営面積は、36,663㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名と臨時雇用が3名で、通作距離は自宅から約0.1kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。</p> <p>以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。</p> <p>添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>
議 長	<p>整理番号5番について、9番農業委員の報告を求めます。</p>
9 番 農 業 委 員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号5番につきまして、去る9月23日に現地調査を行いましたので、9番が報告いたします。</p> <p>申請人 KTさんは、伊佐市大口山野に居住され、年齢は78歳です。</p> <p>渡し人 UMさんは、伊佐市大口篠原に居住され、年齢は83歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市大口山野字京塚3482番で、地目は田、地積は2,408㎡の所有権移転売買になります。</p> <p>受人の経営面積は7,772㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約0.2kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。</p> <p>以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。</p> <p>添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>
議 長	<p>報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番から5番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番から5番については許可が決定いたしました。

議長 整理番号6番につきましては、この議案は3番農業委員が譲受人となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事に参与できませんので、審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室、着席していただきます。それでは、3番農業委員の退席をお願いします。

(3番農業委員退席)

議長 10番農業委員の報告を求めます。

10番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号6番につきまして、去る9月22日に現地調査を行いましたので、10番が報告いたします。

申請人 SSさんは、伊佐市大口針持に居住され、年齢は76歳です。

渡し人 HKさんは、横浜市港南区港南台に居住される市外住民で、年齢は65歳です。

申請地は、伊佐市大口針持字上ノ原1147番1、地目は畑、地積は3,553㎡の所有権移転贈与になります。

受人の経営面積は29,639㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約0.2kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、この申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号6番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号6番については許可が決定いたしました。ここで、3番農業委員の入室をお願いします。
(3番農業委員着席)

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数6件について、6件の許可が処分決定いたしました。

————— 議案第3号 —————

議長 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出」の意見決定について提案いたします。整理番号1番、2番、3番について、関連がありますので一括して12番農業委員の報告を求めます。

12番農業委員 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出」の意見決定についてのうち、整理番号1番、2番につきまして、去る9月21日、申請人である YHさんとO行政書士の立会いのもと、13番推進委員、14番推進委員、私12番農業委員の3名で共同調査を行いましたので、私12番が報告いたします。

1番と2番につきましては、用途区分変更の申出となります。1番の申請人は、伊佐市菱刈前目にお住いの YHさん64歳です。

申請地は、伊佐市菱刈前目字池田3549番1で、地目は田、地積は764㎡であります。

2番の申請人は、伊佐市菱刈前目にお住いのYTさん38歳です。

申請地は、伊佐市菱刈前目字池田3551番1ほか2筆で、地目は全て田、地積は3筆合計で3,835㎡であります。

3番の申請人も、伊佐市菱刈前目にお住いのYTさん38歳です。

申請地は、伊佐市菱刈前目字池田3551番2で、地目は田、地積は642㎡で農用地除外の申出であります。

今回申請のあった5筆につきましては、登記地目は全て田であります

が、令和2年12月7日に農地利用目的変更届が提出され、嵩上げされ現況は畑となっております。

申請地は、特別養護老人ホーム千鳥園から東へ約1.7kmに位置し、周囲の状況は、東側は市道、西側が山林、南側は山林、北側は宅地であり、用途区分変更後に農業用施設として牛舎とロール置場及びトラックの旋回場及び農家住宅を建築する計画であります。

この申請は具体的な転用計画があり、転用において汚排水処理、被害防除が整備される予定です。また申請地は農用地区域の周辺部であり、用途区分変更及び除外により周囲の農地への影響はないものと思われま

す。用途区分後の1番と2番の申請地は、農用地区域内農地に該当しますが、転用目的が農業用施設のため転用可能かと思われま

す。また、3番につきましては、除外後は第1種農地となりますが、転用目的が農家住宅のため転用可能かと思われま

す。添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図、配置図等が添付されております。以上のことから、この申請については3名の調査員の意見において区分変更及び除外はやむを得ないと判断いたしました

が、委員の皆様のご審議方よろしくお願いいたします。報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番、2番、3番について、意見決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番、2番、3番は、意見並びに許可が決定いたしました。

議長 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出」の意見決定について、申請件数3件について3件の意見が決定いたしました。

————— 議案第4号 —————

議長 議案第4号「非農地証明願」について提案いたします。整理番号1番に

ついて、5番農業委員の報告を求めます。

5 番
農 業 委 員

議案第4号「非農地証明願」についてのうち整理番号1番について、去る9月21日、申請人である 相続財産管理人 MJ 弁護士の立会いのもと、11番推進委員、12番推進委員、私5番農業委員の3名で共同調査をしましたので、5番が報告します。

申請人は、相続財産管理人弁護士 MJ さんです。

申請地は、伊佐市菱刈川北字立添2818番4、地目は畑、地積は267㎡です。

申請地の所在地は、菱刈中学校から南へ約700mに位置しており、東側、西側、南側は宅地、北側は転用地であります。

非農地になった時期及び理由としては、所有者死亡のため定かではありませんが、20年以上前に所有者の父が農業用倉庫として建築したものであると思われま。

調査の結果、建物を除く敷地は雑草が繁茂しており、既に農地性は喪失しており農地への復旧は困難であると3名の調査員とも判断しました。

添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図、近隣住民の方から20年以上宅地として利用されていたことの証明書が添付されています。

委員皆様方のご審議方よろしくお願ひいたしまして私の報告を終わります。

議 長

報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

賛成多数。よって整理番号1番は、非農地証明が決定いたしました。

議案第4号「非農地証明願」については、1件申請のうち1件の非農地証明が決定いたしました。

————— 議案第5号 —————

議 長 議案第5号「農地付空き家・空き店舗バンク」による下限面積（地番指定）について提案いたします。
整理番号1番について、事務局の報告を求めます。

事 務 局 議案第5号「農地付空き家・空き店舗バンク」による下限面積（地番指定）について、事務局よりご説明いたします。
整理番号1番の申請人 Y Sさんは、福岡県久留米市国分町に居住されている市外在住の方です。
申請地は、伊佐市大口鳥巣字ホキノ上101番1、地目は田、地積は311㎡です。
所在地は、大口陸上競技場から西へ約500mに位置する宅地に隣接する農地です。添付書類として全部事項証明書が添付されており規程により特例農地としての指定に関して特段問題はないと思われまます。委員皆様のご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

（「質疑なし」という声、多数あり。）

議 長 なしということでございませぬので、お諮りいたします。
整理番号1番について、「農地付空き家・空き店舗バンク」による下限面積（地番指定）について、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めませぬ。

議 長 （全員挙手）

議 長 賛成多数。よって整理番号1番「農地付空き家・空き店舗バンク」による下限面積（地番指定）について決定いたしました。

議 長 議案第5号「農地付空き家・空き店舗バンク」による下限面積（地番指定）について、1件の申請のうち1件が決定いたしました。

議 長 その他、事務局お願ひします。

事 務 局 総会資料の最終ページをお開きください。9月の月例報告をいたします。5日、9月の定例常設審議委員会が鹿児島市でありまして事務局が出席しております。21日、現地調査を一斉にしております。28日、本日

ですが第7回農業委員会総会です。

10月の行事予定ですが、5日に10月の定例常設審議委員会が鹿児島市であります。審議議案がないため欠席となります。21日が現地調査です。28日が第8回農業委員会総会です。月例報告は以上です。

議長 その他、皆様方からご意見、質問はございませんか。

9番 農地利用状況調査についてですが、9月16日発行の全国農業新聞に出
推進委員 ていた農業委員会では9月から10月にかけて実施していると、今年は暑い日が続きましたので、6月1日から8月末の総会までと期間を設定出来ないのかお伺いします。

事務局 利用状況調査は8月を目途に行うことになっておりますので、6月から
8月までとすることは可能ではあると思いますが、伊佐市の場合、水田が多いので7月から9月にかけてが調査し易いのではというところがあって現在の時期に設定したものと思われませんが、皆様のご要望でもっと早い時期にということであれば、時期をずらすことは可能ではあると思いますが、事務局で検討させていただければと思います。

議長 ほかにご意見はございませんか。

14番 その逆もあっていいと思いますが。時期を後ろにずらす、10月いっぱい
推進委員 いまでとか。現地を見て回ると、準備ができるのが9月ぐらいだと思います。

事務局 今回の利用状況調査が終わった後、調査内容を整理しA判定、B判定の
農地について、所有者または管理者へ利用意向調査を郵送で行い回答を求めておりますが、遅くなりますと発送して返ってくる時期が遅くなり、調査の進行状況にもよって遅くなればその後の意向調査も遅れることとなりますので、ちょっと難しいと思います。

議長 他にございませんか。

7番 7月、8月共に回った所は9月になったら管理されておりました。意向
農業委員 調査を行ったら、空振りに終わるといところが結構でてるように思われます。ですから、本来なら9月末に耕うん等されているようですから、7月8月は早すぎると思います。9月中でしたらそういう傾向も見えてきますので、そのあたりも考慮していただければと思います。

8 番 今のこの日程については、転作の関係で農政課との関連があると思いま
農業委員 すので、時期の決め方については農政課とも話し合いをしていただければ
と思います。

事務局 時期につきましては、農政課に確認を行い検討させていただきたいと思
いますのでよろしくお願いします。

議長 他にございませんか。

2 番 今年初めてパトロールを回りましたが、調査中にマムシに2回、猪に1
農業委員 回遭遇しました。また、道に雑草が生い茂り道幅が判らず1回脱輪をしま
して、そういった事故等また蜂とか調査委員に事故があった場合に補償的
なところはどうなりますか。

事務局 利用状況調査で事故にあった場合というよりは年間を通して農業委員
さんの活動で事故に遭った場合の保険にははいっておりますが、利用状況
調査についての保険等には入っておりません。

2 番 もし、軽トラック等が壊れた場合、その修理代は自腹で対応ということ
農業委員 になりますかね。

事務局 今回の件につきましては、これまで事例もありませんでしたので確認しま
して報告させていただきます。

議長 他にございませんか。

事務局 只今、保険の関係につきましては農業委員さん、推進委員さん加入して
おりますけれども、その補償内容それと車の関係につきましては再度確認
させていただき、次回の総会で報告させていただきます。

議長 他にございませんか。

7 番 2年前に水害がありまして、それ以降耕作が出来ない状態で最近復旧工
農業委員 事が完了したようで、調査に行った際、耕作放棄地かと思っていたところ
工事関係者が出てきて復旧工事をしているところだと説明を受けまし
た。河川沿いの農地でこのような箇所が多いので、そういう情報も出来れ
ば入れてほしいと思いますが、可能でしょうか。

